

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書 (概要)

公表日：令和3年4月13日

評価機関	名称	(社福)広島県社会福祉協議会
	所在地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	事業所との契約日	令和2年7月10日
	訪問調査日	令和3年2月16日
	評価結果の確定日	令和3年4月7日
	結果公表にかかる事業所の同意	あり・なし

I 事業者情報

(1) 事業者概況

事業所名称	児童養護施設 仁風園	種別	児童養護施設		
事業所代表者名	施設長 伊藤 博文	開設年月日	昭和23年10月1日		
設置主体	社会福祉法人 呉同済義会	定員	70人	利用者数	64人
所在地	〒737-0145 広島県呉市仁方西神町35-11				
電話番号	0823-79-5553	FAX番号	0823-79-5674		
ホームページアドレス	http://kure.dousai.jp				

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	事業所の主な行事など
○第一種社会福祉事業	・米軍イースター祭 ・なかよし運動会(5月)
・母子生活支援施設 ・児童養護施設	・釣教室(6月) ・七夕会・仁方夏まつり(7月)
・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム	・盆供養 ・地藏盆 ・仁方女性会一日里親 ・なかよし球技大会
○第二種社会福祉事業	・仁方町民運動会 ・法人老人ホームお便り訪問(9月)
・保育所	・秋祭り ・野呂山登山 ・米軍ハロウィン(10月) など
・老人デイサービス事業 ・老人短期入所事業 ・老人居宅介護事業	・子ども相撲まつり ・わんぱくドッジボール大会(2月)
・老人介護支援センター ・特定施設入居者生活介護 ・グループホーム	

居室の概要		居室以外の施設設備の概要			
○居室総数	22 室	○食堂	9か所	○トイレ	13か所
・居室内訳 (2人部屋)	6 室	○キッチン	8か所	○洗面所	8か所
(4人部屋)	14 室	○浴室	10か所	○相談室	1か所
(幼児部屋)	2 室	○学習室	2か所	○会議室	1か所
○地域小規模	1 か所	○地域交流室	1か所	○事務室	5か所
○個室	6 室	○心理療法室	1か所	○宿直室	1か所

職員の配置

職種	人数 (うち常勤の人数)	職種	人数 (うち常勤の人数)
施設長	1人(1人)	栄養士	1人(1人)
保育士	16人(16人)	調理員	4人(4人)
児童指導員	14人(13人)	看護師	1人(0人)
心理療法担当職員	1人(1人)	嘱託医	1人(0人)
家庭支援専門相談員	1人(1人)	事務員	1人(1人)
里親支援専門相談員	1人(1人)		

II. 第三者評価結果

◎評価機関の総合意見

社会福祉法人呉同済義会は、「困っておられる方のお世話をさせて戴く」を理念に、「笑顔と挨拶、優しい言葉かけ」を行動目標に地域の福祉ニーズに対応されています。仁風園は、昭和22年に呉市救護院が「生活に困っている人のための施設」として創立し、昭和24年に現在地に移転した施設です。平成26年にはユニット型の小規模グループホームに建て替え、家庭的な対応と子ども一人ひとりに合わせた支援に取り組まれています。

法人全体で人材育成に力を注がれており、仁風園では、働き方改革の実践により離職者が少なく、職員のスキルアップとサービスの質向上に繋がっていました。

今回で3回目の第三者評価受審となり、前回同様、今回も全職員が自己評価を行い、結果を項目別に集計するなど、独自の取り組みで第三者評価を活用されています。前回の課題で挙がっていた、心理支援プログラム内容の周知やそれらを自立支援計画に反映した日常生活での支援に取り組むといった点については、取り組み状況を確認することができました。

◎特に評価の高い点

(1)有給休暇の取得や残業の状況など、職員の就業状況を毎月チェックし、月1回は有給休暇を取得できるように調整されていました。過去5年間に於いて、離職者が減少している点から、職員の働きやすい職場環境の実現に向けて努力されていることが窺えました。(管理運営編_2(2)No.10職員の就業状況への配慮)

(2)子どもたちが日常的に相談しやすい体制をつくられていました。目につきやすい場所に意見箱を設置し、食堂の掲示板に得た意見や要望などの回答を掲示するなど、日常的に子どもの気持ちを汲み取れるよう努力されています。(管理運営編_3(1)No.24意見を述べやすい体制の確保③)

(3)学校との連携や塾の活用により子どもたちが進路を選択・決定できるように支援されていました。中学校と連携会を月1回開催しており、子どもの学習状況を細かく把握し施設内での支援に結びつけている点は高く評価できます。また、法人独自の取り組みとして、ソーシャルワーカーを配置し、週に2回、職員への助言も行いながら支援の充実を図っています。(サービス編_2(4)No.20進学・就職への支援)

(4)常勤の公認心理師を中心に、看護師や法人内ソーシャルワーカーによる支援体制を確立し、心理的な支援を必要とする子どもに対して、個別・具体的方法が確立されていました。また、日常生活の場面においても、心理的援助が行えるように職員へのアドバイスなど、支援の専門性を高めるための取り組みが行われていました。(サービス編_2(5)No.21メンタルヘルス)

◎特に改善を求められる点

(1)記録等の開示を求められた場合の手続きや開示範囲等については、明文化されていませんでした。今後は、子どもや家族等から記録の開示を求められた場合に統一の対応をするためにも、情報開示に関する規程を定め、それらを職員に周知していかれることを提案します。(管理運営編_3(2)No.28記録の管理と開示)

(2)改築前の平成26年度までは、「仁風園ルール」を子どもに配布し、園の生活について説明されていましたが、グループホーム制になり、生活のルールも変わってきたことを理由に、現在は活用されていませんでした。今後は、園の支援内容や生活の流れを分かりやすく示すためにも、今ある資料を現状に合った内容に見直されることを望みます。(管理運営編_3(3)No.30養育・支援の提供開始②)

(3)必要に応じて自立支援計画は見直しされていますが、どのような状況が生じた場合に変更が必要か、また、その際の変更手続き方法については明確にされていませんでした。今後は、変更を必要とする事態および具体的な手続き方法を手順化させ、職員全体で共有されることを提案します。(サービス編_2(1)No.6自立支援計画の評価・見直し)

III. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

子どもたち(利用者)、職員が共に安心・安全に生活するための自主評価、評価と現状を確認する上でこの第三者評価は私たちにとってよい機会、チャンスと捉えています。

日々の生活の中で見直し等、改善が行えていない部分も明確になりました。現状の強み(評価の高い点)を生かしながら、改善点についても少しずつ見直しを行っていきたいと思います。

評価員(調査員)さんからも施設運営に対し、温かい助言をいただきました。職員全員でより子ども達(利用者)が安心して生活できる環境をつくっていきたいと思います。

IV. 項目別の評価内容

1 管理運営編：児童養護施設，母子生活支援施設，乳児院，児童心理治療施設

1 福祉サービスの基本方針と組織	(1)理念・基本方針 自己評価：NO.1-2	法人としての経営理念，業務指針，行動目標が確立され，明文化されています。それらをもとに，施設の運営方針を具体的に定められています。法人新任研修では，常務理事から理念についての講義もあり，理念の周知と浸透に努められています。理念を事務所に掲示し，日々の支援の中で職員が意識できるように取り組まれています。
	(2)計画の策定 自己評価：NO.3-4	中・長期計画は，厚生労働省の関係通知をもとに作成した，家庭養護推進計画・管理運営計画を活用されています。事業計画の策定にあたっては，年度ごとに重点的取り組み事項を決められています。また，日頃から子どもの意見を把握し，それらを行事計画等に具体的に反映されています。策定した事業計画は，職員に配布し説明されています。
	(3)管理者(施設長)の責任とリーダーシップ 自己評価：NO.5-6	施設長は自らの役割と責任を明確にし，遵守すべき法令等を理解されています。月1回の企画会議や職員会議で職員の意見を把握し，それらを経営や業務改善につなげておられます。関係制度に関わる研修会等に積極的に参加し，その内容を職員にフィードバックする等，子ども主体の施設運営のために指導力を発揮されています。
2 組織の运营管理	(1)経営状況の把握 自己評価：NO.7-8	広島県児童養護施設協議会等の会議や研修に参加し，経営をとりまく環境を的確に把握し，それらを職員間で共有されています。地域の特徴や変化，ニーズなど，把握した情報を事業計画に反映されています。定期的に経営状況を分析し，改善すべき課題の発見と対応に努められています。
	(2)人材の確保・養成 自己評価：NO.9-12	職員一人ひとりの業務達成目標の設定と達成状況の把握が行われ，職員体制や人材確保に関する方針が明確になっています。また，職員面談を定期的に実施し，職員の意向や意見を聞き，改善策を検討されています。有給休暇の取得や残業の状況など，職員の就業状況を毎月チェックし，月1回以上は有給休暇を取得できるように調整されています。外部研修の案内等を職員に知らせ，希望があれば受講できる体制を整え，法人内研修や外部研修受講のための計画を立てられています。実習生の受け入れを積極的に行っており，実習生専用の部屋が整備されています。受け入れマニュアルの作成や事前説明を丁寧に行い，それぞれの資格に配慮した指導が行われています。
	(3)安全管理 自己評価：NO.13	緊急時の対応手順等を決め，職員に周知されています。防災及び遊具点検のチェックリストを活用し，子どもの安全確保に努められています。どの居室からも子どもの見守りが行えるよう安心・安全に配慮されています。
	(4)設備環境 自己評価：NO.14-15	広々としたグラウンドや食堂，学習室，地域交流スペースが確保されています。建物内は，幼児棟，女子棟，男子棟に分かれ，小規模グループでの生活環境となっています。また，各ユニットには，リビングやキッチン，浴場，トイレを備え，家庭的な雰囲気の中で，子どもの意見を取り入れた生活環境をつくられていました。職員と子どもが掃除を一緒に行いながら，施設の清潔を保持されています。

2 組織の運営管理	(5)地域との連携 自己評価：NO. 16	地域との関わりを大切にするため、地域の行事や活動に可能な限り参加されています。子どもたちの学習や工作、歌など、さまざまなボランティアを受け入れられています。また、行事開催前に、ボランティアと企画の打合せなどの情報・意見交換が行われています。
	(6)事業の経営・運営 自己評価：NO. 17-18	市の福祉施設が集まる会議に参加し、事業運営に関わる意見や意向を行政へ伝えられています。また、種別協議会の会議等に参加し、意見を提示されています。財務諸表は、法人広報誌やホームページ等で公開されています。
3 適切な養育・支援の実施	(1)子ども本位の養育・支援 自己評価：NO. 19-24	子どもとうまく関わるための援助技術を実践的に学ぶため、園では平成30年度から、複数の職員がコモンセンスペアレンティング(CSP)を受講されています。子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアルを整備し、職員に周知徹底されています。 園の方針として、嗜好調査以外のアンケートの実施は予定されていませんが、子どもたちが意見や相談しやすい雰囲気づくりに努め、日々の話し合いの中で満足度について確認されています。目につきやすい場所に意見箱を設置し、食堂の掲示板に得た意見や要望などの回答を掲示するなど、日常的に子どもの気持ちを汲み取れるよう努力されています。 ◎人権擁護と人権侵害の禁止・防止についての資料は確認できましたが、対応策を含んだ内容が見当たりませんでしたので、対応策についても明文化しておくことを提案します。 ◎子どもたちの意見や要望などは、その都度、職員間で共有し検討されていますが、記録に残していないこともありませんでしたので、記録に残されてみてはいかがでしょうか。
	(2)養育・支援内容の質の確保 自己評価：NO. 25-28	自己評価の実施にあたっては、全職員で自己評価に取り組まれています。職員一人ひとりが自己評価した結果を一覧表にまとめ、設問ごとにどれだけ職員が理解できているか、支援に取り組んでいるかを一目で分かるように割合を出し、園としての強み・職員間で周知できていない課題などに気づかれています。養育・支援内容に関する各種マニュアルを整備し、必要に応じて見直しされています。 ◎子どもや親族等から記録等の開示を求められた場合の手続きや範囲等について定めた規程を整備されていませんでした。今後は、子どもや家族等から記録の開示を求められた場合に統一の対応をするためにも、情報開示に関する規程を定め、それらを職員に周知していかれることを提案します。
	(3)養育・支援の開始・継続 自己評価：NO. 29-32	施設を紹介するパンフレットやホームページを作成されています。退所後の生活を見据えて、社会で生活するための生活技術の習得に向けた支援に努められています。 ◎園の支援内容や生活の流れを分かりやすく示すためにも、平成26年まで配布されていた「仁風園ルール」を見直し、活用されることを提案します。

IV. 項目別の評価内容

2 サービス編：児童養護施設

1 施設の 環境 整備	(1)快適な空間 自己評価：NO.1-2	平成26年3月に園舎を全面改築し、快適に過ごせる環境を整えられています。広々とした準個室の部屋には、学習机やベッド、収納棚が配置されています。学習室やホール等の活動スペースは、適度な広さがあり、清潔が保たれています。玄関の壁面の飾りなど、季節の移り変わりを感じられるよう工夫されています。
	(2)安心な生活 自己評価：NO.3-4	防災対応マニュアルを整備し、内容を随時見直しされています。対応手順や職員・関係機関等への連絡方法等を決め、職員全体に周知されています。不審者侵入防止策として防犯カメラを設置し、不審者の侵入等における対応マニュアルが整備されています。
2 日常生活 の中での 支援	(1)計画に基づいた自立支援 自己評価：NO.5-7	自立支援計画は統一した様式が整備されており、目標の設定、取り組み方法、モニタリングを的確に実施されています。必要に応じて医師や心理士、学校の意見を聞き、連携方法やその内容を確認されています。 ◎必要に応じて自立支援計画は見直しされていますが、どのような状況が生じた場合に変更が必要か、また、その際の変更手続き方法については明確にされていませんでした。今後は、変更を必要とする事態および具体的な手続き方法を手順化させ、職員全体で共有されることを提案します。
	(2)生活習慣の獲得 自己評価：NO.8-13	家庭的な雰囲気大切に、日々の生活はユニットの中で支援が完結できる仕組みとなっています。各ユニットに冷蔵庫やIHクッキングヒーター、電子レンジ、炊飯器が設置され、適温の食事が提供できるように配慮されています。退所後の自立した生活を想定して、掃除や洗濯、布団干しなど、生活技術が身につけられるよう、時間をかけて支援されています。
	(3)社会性の獲得 自己評価：NO.14-18	年間を通して、さまざまな行事を実施されています。こうした行事を活用して、社会ルールの習得や協調性の育成に取り組まれています。 ◎過去には、職員が性について正しい知識を得るための勉強会等を実施されていましたが、ここ数年は実施していないとのことでした。今後は、子どもの年齢・発達段階に応じて、性の正しい知識を身につけられるよう、性教育についての職員研修の実施を提案します。
	(4)学習・進学・就職 自己評価：NO.19-20	学校との連携や塾の活用により、子どもたちが進路を選択・決定できるよう支援されています。中学校との連携会を月1回開催しており、子どもの学習状況を細かく把握し、施設内での学習支援に結びつけています。また、法人独自の取り組みとして、ソーシャルワーカーを配置し、週に2回、職員への助言も行いながら支援の充実を図っています。
	(5)その他の支援 自己評価：NO.21-23	常勤の公認心理師を中心に、看護師や法人内ソーシャルワーカーによる支援体制を確立し、心理的な支援を必要とする子どもに対して、個別・具体的方法が確立されています。また、日常生活の場面においても、心理的援助が行えるように職員へのアドバイスなど、支援の専門性を高めるための取り組みが行われています。

3 安心な生活	(1)虐待の防止 自己評価：NO. 24-25	職員就業規則に虐待の禁止を明記するとともに、職員会議や研修を通して周知徹底されています。虐待が起きやすい状況や場面について、職員間で協議し、共通理解が得られています。
	(2)問題行動への対応 自己評価：NO. 26-27	子どもの問題となる行動については、変化を観察・記録し、人的・物的環境との因果関係を分析されています。入所間もない子どもの行動等を丁寧に観察し、個別の援助が行われています。また、対応後の子どもの変化を観察し、振り返りを行い、職員間で子どもへのフォローに努められています。
	(3)衛生管理 自己評価：NO. 28-29	法人で統一した食中毒、感染症の予防及び対応に関するマニュアルがあり、定期的に見直ししながら、適切な対応や周知徹底のための職員研修を実施されています。手洗いうがいの実施を促し、子ども自身が意識を高めるための働きかけを行っておられます。食材や調理方法を工夫し、良質のものを適温で食べられるように心がけておられます。
4 対する保護者等に	(1)保護者への支援 自己評価：NO. 30	家族との関係調整は、児童相談所と連携を図りながら支援されています。面談等を通して家族への働きかけを行い、親子関係の継続や修復に努めておられます。
	(2)子どもと保護者の関係等の継続・回避等 自己評価：NO. 31-33	児童相談所と連携を図り、定期的な面会や一時帰宅などを慎重に行われています。親との関わり方を視野に入れた自立支援計画を策定し、課題解決に向けた支援に取り組まれています。強引な引き取りの可能性がある場合には、職員会議で対応を検討するとともに、全職員で情報共有し対応されています。
5 地域とのつながり・専門性の向上	(1)専門性の向上 自己評価：NO. 34	主任・副主任を中心に指導助言を行う仕組みを確立し、日頃の支援での困り事や疑問などを気軽に相談できる体制を整えられています。また、日常的に職員同士で話し合う環境ができており、施設全体で支援の質の向上に取り組まれています。
	(2)地域とのつながり 自己評価：NO. 35	施設のホールを地域に開放するなど、地域の求めに応じて福祉施設としての専門性を活かして連携されています。また、地域の清掃活動や祭り等の各種行事への参加など、地域に根づいた施設になるよう努力されています。
6 質の確保・支援の	(1)養育・支援の基本 自己評価：NO. 36-40	子どもの生育歴を把握し、その時々で子どもの思いに寄り添いながら理解できる部分を増やせるように努力されています。また、子どもたちが自ら判断し行動できるような見守りと働きかけを大切にされています。発達段階に応じた学びや遊びの支援ができるよう、基本的な生活は幼児と小学生以上を分け、年齢に応じたプログラムを実施されています。
	(2)自己領域の確保 自己評価：NO. 41-42	「自分と他人の境界線」についてのリーフレットを掲示し、日常生活の中で子どもたち自身が意識できるように取り組まれています。衣服や生活雑貨などは自分で選び、購入できるような機会を設けられています。
7 退所後の支援・	(1)継続性とアフターケア 自己評価：NO. 43-44	適切な時期の家族再統合、家庭復帰を念頭に、本人と家族の状況や意向を児童相談所と綿密に協議されています。子どもが家庭で安定した生活が送れるよう、復帰後の支援にも取り組まれています。また、退所後の生活を見据えた生活スキルの習得にも力を入れて支援されています。

自己評価・第三者評価の結果（管理運営編－社会的養護施設－）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1 福祉サービスの基本方針と組織

(1)理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人としての理念，基本方針が確立され，明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が職員・子ども等に周知されていますか。	B	A	

(2)計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	B	A	
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており，内容が周知されていますか。	B	A	

(3)管理者(施設長)の責任とリーダーシップ

5	管理者(施設長)の役割と責任の明確化	管理者(施設長)は自らの役割と責任を明確にし，遵守すべき法令等を理解していますか。	B	A	
6	リーダーシップの発揮	管理者(施設長)は質の向上，経営や業務の効率化と改善に向けて，取り組みに指導力を発揮していますか。	B	A	

2 組織の運営管理

(1)経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	C	A	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して，改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	B	A	

(2)人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて，実行していますか。	A	A	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し，必要があれば改善するしくみが構築されていますか。	A	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	B	A	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて，積極的な取り組みを行っていますか。	B	A	

(3)安全管理

13	子どもの安全確保	子どもの安全確保のための体制を整備し，対策を行っていますか。	C	B	
----	----------	--------------------------------	---	---	--

(4)設備環境

14	設備環境	事業所(施設)は，子どもの快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	A	A	
15	環境衛生	事業所(施設)は，清潔ですか。	B	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

(5)地域との交流と連携

16	地域との関係	子どもと地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	B	A	
----	--------	---	---	---	--

(6)事業の経営・運営

17	制度に関する意見・意向の伝達	制度について、保険者あるいは行政担当部署等に意見や意向を伝えていますか。	B	A	
18	財務諸表の公開	地域住民、子どもや親に対して財務諸表を公開していますか。	B	A	

3 適切な養育・支援の実施**(1)子ども本位の福祉サービス**

19	子どもを尊重する姿勢①	一人ひとりの子どもを尊重した養育・支援提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	B	B	
20	子どもを尊重する姿勢②	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	B	A	
21	子どもの満足の向上	子どもの満足の向上に向けた取り組みを行っていますか。	C	B	
22	意見を述べやすい体制の確保①	子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	B	B	
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決の仕組みが確立され、十分に周知・機能していますか。	B	A	
24	意見を述べやすい体制の確保③	子どもからの意見に対して迅速に対応していますか。	B	A	

(2)養育・支援内容の質の確保

25	質の向上に向けた組織的な取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供しているサービス・支援内容の質向上を図っていますか。	C	B	
26	標準的な実施方法の確立	子どもの発達状態や心理状況に応じた援助を一定水準に保つため、マニュアルを定め、活用していますか。	A	A	
27	養育・支援の実施状況の記録	子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われていますか。	A	A	
28	記録の管理と開示	記録等の開示を適切に行っていますか。	C	C	○

(3)養育・支援の開始・継続

29	養育・支援の提供開始①	子どもや親等に対して、養育・支援の選択に必要な情報を提供していますか。	B	A	
30	養育・支援の提供開始②	入所後に提供する養育・支援について、子どもや親等に分かりやすく説明していますか。	D	B	○
31	施設の退所・施設を退所した後の対応	施設の退所事由を定めていますか。	B	A	
32	養育・支援の継続性への配慮	事業所変更や家庭への移行にあたり、サービスの継続性に配慮した対応を行っていますか。	C	B	

自己評価・第三者評価の結果（サービス編：児童養護）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1. 施設的环境整備

(1) 快適な空間

1	快適性への配慮①	施設の共用スペースは、快適な場所となっていますか。	A	A	
2	快適性への配慮②	居室は、子どもにとって安全・安心な場所となっていますか。	A	A	

(2) 安心な生活

3	防災対策	風水害や地震等の災害が発生した場合、速やかに対応できる体制が整っていますか。	B	A	
4	不審者対策	不審者の侵入等に対応できる体制がありますか。	B	B	

2. 日常生活の中での支援

(1) 計画に基づいた支援

5	自立支援計画の策定	自立支援計画の策定は適切に行われていますか。	A	A	
6	自立支援計画の評価・見直し	自立支援計画の評価・見直しは適切に行われていますか。	B	B	○
7	本人の自己決定、家族等の参加	自立支援計画は、子ども・保護者・関係機関の意向や意見を取り入れたものとなっていますか。	A	A	

(2) 生活習慣の獲得

8	食事	子どもが食事を楽しむことができるような配慮や工夫を行っていますか。	B	A	
9	睡眠	子どもが十分な睡眠をとれるように工夫していますか。	B	A	
10	健康管理	子どもの発達段階に応じて、健康管理ができるよう支援していますか。	A	A	
11	身体保清	子どもの発達段階に応じて、身体保清の習慣が身につけられるよう支援していますか。	A	A	
12	衣習慣	子どもが衣習慣を獲得し、衣服を通じて適切に自己表現できるよう支援していますか。	A	A	
13	整理整頓、生活技術	子どもの発達段階や状況に応じて、整理整頓、生活技術を習得できるよう支援していますか。	A	A	

(3) 社会性の獲得

14	自他の権利の尊重	子どもが人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し、共生できるよう支援していますか。	A	A	
15	自主性・自律性の発揮	施設での生活の中で、子どもが自主性・自律性を発揮できるよう支援していますか。	A	A	
16	社会的ルールの獲得	子どもが協調性を養い、社会的ルールや態度を身につけるよう働きかけていますか。	A	A	
17	性に対する正しい理解	子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設けていますか。	B	B	
18	主体性、自律性を尊重した日常生活	子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援していますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

(4)学習・進学・就職

19	学習への支援	学習環境の整備を行い、子どもの学力に応じた学習支援を行っていますか。	A	A	
20	進学・就職への支援	学校を卒業する子どもの進路について、「最善の利益」にかなった進路の決定ができるよう支援していますか。	A	A	

(5)その他の支援（サービス）

21	メンタルヘルス	心理的なケアが必要な利用者に対して、心理的な支援を行っていますか。	A	A	
22	子どもの尊重と最善の利益の考慮	子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、保護者の状況について、子どもに適切に知らせていますか。	B	A	
23	子どもの意向や主体性への配慮	子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っていますか。	B	B	

3. 安心な生活**(1)虐待の防止**

24	虐待の防止	子どもに対する暴力、虐待の防止と早期発見に取り組んでいますか。	A	A	
25	虐待の禁止	子どもに対して、虐待を行わないことを徹底していますか。	B	B	

(2)問題行動への対応

26	問題行動を持つ子どもへの対応	子どもが暴力、不適応行動など、問題行動をとった場合、適切に対応していますか。	B	B	
27	児童間暴力の防止	施設内の児童間の暴力、いじめ、差別などが生じないような措置を講じていますか。	B	A	

(3)衛生管理

28	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防及び発症後の対策は、適切に行われていますか。	B	A	
29	食材管理・調理方法等	食材管理や調理方法等について、食の安全を確保できる体制がありますか。	A	A	

4. 保護者等に対する支援（サービス）**(1)保護者への支援**

30	保護者（親族を含む）への支援	子どもと保護者との関係調整を図ったり、保護者からの相談に応じる体制がありますか。	B	A	
----	----------------	--	---	---	--

(2)子どもと保護者の関係等の継続・回避等

31	子どもと保護者の関係調整	保護者に対して、子どもへの愛着関係、養育意欲の形成を援助していますか。	A	A	
32	必要に応じた心理的支援（サービス）	心理的なケアが必要な保護者に対して、心理的な支援（サービス）を行っていますか。	C	A	
33	強引な引き取りへの対応	保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保できる体制がありますか。	B	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者 評価	改善の 必要性
-----	-----	----	------	-----------	------------

5. 専門性の向上地域とのつながり

(1)専門性の向上

34	スーパービジョン体制	スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいますか。	B	A	
----	------------	---	---	---	--

(2)地域とのつながり

35	施設機能の地域還元	施設の持つ機能を地域に還元する取り組みを行っていますか。	B	A	
----	-----------	------------------------------	---	---	--

6. 養育・支援の質の確保

(1)養育・支援の基本

36	養育・支援の基本①	子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めていますか。	B	A	
37	養育・支援の基本②	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援していますか。	B	A	
38	養育・支援の基本③	子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障していますか。	A	A	
39	養育・支援の基本④	発達段階に応じた学びや遊びの場を保障していますか。	A	A	
40	養育・支援の基本⑤	秩序ある生活を通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援していますか。	A	A	

(2)自己領域の確保

41	自己領域の確保①	でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしていますか。	A	A	
42	自己領域の確保②	成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしていますか。	C	A	

7. 家庭復帰・退所後の支援

(1)継続性とアフターケア

43	継続性とアフターケア①	子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めていますか。	A	A	
44	継続性とアフターケア②	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援していますか。	A	A	